

# 大分県宇佐総合庁舎自家用電気工作物の保安管理委託業務契約仕様書

## 1 目的

本仕様書は、大分県宇佐総合庁舎に設置した自家用電気工作物の保安管理業務契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

## 2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称 大分県宇佐総合庁舎
- (2) 事業場の所在地 宇佐市大字法鏡寺235-1
- (3) 電気設備の概要

a 需要設備	設備容量	700kVA	電圧 6, 600V
b 非常用予備発電機	設備容量	100kVA	電圧 220V
c 非常用予備発電機	設備容量	10kVA	電圧 105/210V

## 3 契約期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

(この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であること。)

## 4 再委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。ただし、受託者が個人事業者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

## 5 保安管理業務の内容

保安管理業務は、保安規程に基づき、当該電気工作物について、次の各号にかかげる業務を行うものとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置及び事故原因の探求に協力し再発防止の為、とるべき措置を報告、助言し、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- (3) 電気工作物の変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い必要な報告助言を行うこと。
- (4) 法令に定める官庁検査の立会を行うこと。

## 6 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検……点検頻度 隔月1回 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
- (2) 年次点検……点検頻度 毎年1回 主として施設を停止して行う精密な点検、測定及び試験
- (3) 臨時点検……異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験
- (4) 工事中の点検…工事期間中、週1回の工事中の点検

7 点検・測定及び試験の一部又は全部の実施を除外する電気工作物

電気工作物の種類	除外する点検、測定及び試験
消防設備、昇降設備のように取扱いに法令で定める特定の資格を要するもの及び電子機器又は電子部品等を内蔵し、取扱いに専門の技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗測定(実施可能なものに限る)以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
発電所及び非常用予備発電装置の原動機、非常用予備電源の蓄電池並びにこれらの付属装置	「2」の対象設備の点検、測定及び試験の基準で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験並びに分界整備、排ガス測定等、機械整備に属するもの
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験

8 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- a 電気事業法
- b 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

a 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続きは、受託者は委託者の要請を受けて速やかに行うものとする。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

b 前項の申請・届出に対して2か月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。

9 機械器具の保有

(1) 受託者は電気事業法施行規則第52条2項に定められた機械器具を有していること。

(2) 受託者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。

(3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は委託者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

又、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

## 10 安全管理

### (1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

### (2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者において複数で作業を実施すること。

### (3) 防護具、保護具の使用

受託者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。

そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受託者は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。

又、その記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

## 11 電気事故時における対応及び体制

(1) 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。

(2) 受託者は、連絡を受けてから1時間30分以内で当該事業所へ到着出来る体制であること。

(3) 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

## 12 絶縁監視装置の設置

(1) 事業場には、絶縁監視装置を受託者の責任において設置し、低圧使用設備全般について常時絶縁状態を監視すること。

(2) 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、当該事業場の連絡責任者に連絡し自家用電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて速やかに対応すること。

## 13 点検結果の報告

### (1) 委託者(事業場)への報告

点検結果(事故・災害時の臨時点検も含む)を点検後速やかに報告すること。

## 14 保安教育

(1) 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全等に関する講習会を行うこと。

(2) 講習会は、電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

## 15 その他

(1) 受託者は省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は委託者に対して提案すること。

(2) 委託者の施設において重要な行事等が実施される場合は、委託者の要請に応じて、事前の臨時点検及び行事中の点検を実施すること。